

## 施 政 方 針

まずはじめに、元日に発生した令和6年能登半島地震により犠牲となった方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い日常生活の回復を心よりお祈り申し上げます。

能登半島地震につきましては、本町から被災地へ職員の派遣を行い、災害義援金、避難所用品としてテント型シャワーをお送りするなど、いち早い支援を行っております。また、町内小中学校においては児童生徒が率先して募金活動を行っており、今後も全町による支援を継続してまいります。

本日、ここに令和6年矢巾町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、町政経営に対する施政方針と新年度の主な施策につきまして概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

令和6年度は、第8次矢巾町総合計画・前期基本計画のスタートの年であり、令和7年は、3村合併から70周年を迎える年となります。第7次矢巾町総合計画・後期基本計画においては、日本で初めてフューチャー・デザインを取り入れ施策を推進してまいりました。第8次矢巾町総合計画においては、この取り組みをさらに進化させるとともに、誰一人取り残さず、持続的な未来を実現するというSDGsの精神も包含し施策を推進してまいります。

また、本町の未来を担う子供たちは、「スポーツのまち やはば」、  
「音楽のまち やはば」を内外に知らしめる活躍をしていることは、  
町民の皆様もご承知のとおりであります。この活躍は、子どもたちの  
努力に加え、指導者・保護者・地域の皆様の支援が一体化すること  
により成しえたものと考えております。このような取り組みを、町民全  
体で推し進めることが、本町の輝ける未来を拓いていくことにつな  
がると認識しております。

これらのことを踏まえ、この度矢巾町議会定例会3月会議で提案さ  
せていただく第8次矢巾町総合計画の基本理念を「みんなで築く 躍  
動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」と掲げ、町政を力強  
く推進してまいり所存であります。

第8次矢巾町総合計画では、町勢発展のため、目指す将来像として、

1つ目として、「新たな活力と変革を実感できるまち」、

2つ目として、「ありがとうが行き交う幸せなまち」、

3つ目として、「豊かな環境を未来へつなぐまち」

の3つを掲げております。町民の皆様とともに、より良い町づくりの  
ため、さらなる本町の発展と福祉向上のため、全身全霊をささげて皆  
様と共に歩んでまいります。そして、未来ある子どもたちが「ふるさ  
と矢巾」を誇りに思い、そして将来の矢巾を支え、自分らしさを見つ  
けられるまちを目指してまいります。

それでは、第8次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、まちの

将来像の実現に向けた4つのまちづくりの方針に沿って、令和6年度の主要な事業の方向性をご説明申し上げます。

第1に『元気を発信し活力を呼び込むまちづくり』についてであります。

藤沢第2地区、田中地区及び下花立地区の3つの地域で進めている大規模宅地開発において、一戸建て住宅のみならず、商業地開発も進められており、新しい矢巾町の姿を体現するものとなっております。

この開発により、特にも近年町の重要課題とされていた住宅用地の供給が進むことで、子育て世代の移住定住が促進され、本町における少子対策に資するものであることから、目標人口3万人を見据え、町道など周辺環境を含めた、住環境整備をさらに進めてまいります。

目まぐるしく変化する経済状況や人口減少といった構造変化に直面している今日、地域の産業を持続可能なものとしていくためには、課題に適切に対処し、機会を最大限に活用しながら、生産者、事業者、そして各コミュニティと協力して、総合的にアプローチをしていく必要があります。そのためには、農業、商業、工業の三つの産業をそれぞれ活性化させると共に産業間の緊密な連携が必要であり、それらを実現し新たな価値を共創する拠点として矢巾町農商工共創センターを設置してまいります。

農業分野における活力を呼び込む方策として、農業従事者と後継者の確保につきましては、国の新規就農者支援制度、町の事業であるやはば農業担い手応援事業、矢巾町親元就農給付金をはじめとする各種

制度を活用し、農業従事者の確保・育成を支援してまいります。

町産農産物の消費拡大において、地元学び塾の開催や大規模消費地における農産物PR事業を通して、産地の見える化、販路の見える化による消費拡大を推進してまいります。

需要に応じた米生産を推進するとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う将来への影響に配慮しつつ、各組織の営農計画作成を支援してまいります。計画作成の際には、経営基盤強化のため引き続き高収益作物への転換を推進し、地域の中心経営体に対し、農業用機械・施設の導入につきましても支援してまいります。

有害鳥獣による被害につきましては、西部地域に設置した電気柵により、人的被害が無く一定の効果があつたと認識しているところではありますが、ツキノワグマやイノシシの目撃情報が多くなってきており、引き続き電気柵設置助成や新規狩猟者確保対策事業を実施し、地域ぐるみで農作物被害の低減及び人身被害を未然に防ぐ対策を講じてまいります。

林業関係につきましては、森林環境譲与税を活用し、町有林の地ごしらえ及び植付け等の森林の整備に努めるとともに、10月に予定しております「いわて森林(もり)の感謝祭」を町内会場で開催し、森林の公益的機能について理解を深め、森林が有する財産を次世代の子どもたちへ継承してまいります。

商工業分野における活力を呼び込む方策として、矢巾町農商工共創センターにより、地域で郷土食に取り組む方々や、小規模商店を支援するなど、それぞれの地域に根差した事業体を支援してまいります。

また、各地の小売店が廃業する中、移動販売を推進し、買い物への需要を満たし、商業の衰退を防いでまいります。

企業誘致の更なる推進のための土地利用につきましては、見直しを行った国土利用計画及び都市計画マスタープランのコンセプトに基づき、適地調査等の手法を用いて効果的な企業集積を検討し、社会環境の変化に対応した土地利用の適切な誘導を図りながら、計画的な土地利用を推進してまいります。

具体的には、市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致事業を推進していくほか、駅東地域については、矢巾ショッピングセンターなどと協力し、中心市街地活性化に向けた施策について取り組んでまいります。

駅西地域については、矢幅駅西駐車場、矢巾町岩手ビッグブルズアリーナ、旧矢巾中学校敷地、町民センターの4つの公有財産と矢幅駅を拠点と捉え、これらを結ぶ駅西エリアとした開発、地域活性化の手法について、調査検証を進めてまいります。

中小企業振興の推進につきましては、中小企業が地域経済の発展に重要な役割を担っているという認識を地域で共有するとともに、中小企業の経営基盤の強化を図るための取り組みや、持続的な地域経済循環の実現に向けた施策を実施してまいります。

次世代への勤労観・職業観の醸成並びに地域企業への就業促進につきましては、地域の小・中・高・大学等と連携し、地域企業との関わりを深め、地域企業の魅力や特色を伝える機会を創出し、地元への就業に向けた理解促進に向け取り組んでまいります。

物流分野において、地域産業の更なる活性化として、令和6年度供用開始となる徳田橋や、同じく6年度末に基本設計が完了する一般国道4号盛岡南道路によるアクセス向上はもちろん、西部地域に竣工した東北エリア最大級のマルチテナント型物流施設「プロロジスパーク盛岡」により、北東北の物流拠点としての本町の価値は、ますます高まっているところであります。

この物流基盤の発展は、流通産業発展を核とした産業振興戦略展開のための大きなチャンスと認識しており、併せてこの物流基盤を活かし販売ルートを開拓し、地元産業活性化へ注力していくことは、持続可能な町であるため、またSDGs社会への貢献のためにも、必然と認識しております。

観光まちづくりの推進につきましては、これまでの体制を再構築し、観光協会を中心に据え、資源の掘り起こしによる観光の強化を図ってまいります。

西部地域の観光活性化として、煙山と和味のひまわりパークのほか、南昌山や城内山、水辺の里をはじめとする自然観光スポットと、矢巾温泉や町営キャンプ場、民間事業者によるアスレチック施設のほか煙山ダムの多目的利用等を連携させた取り組みを行い、東部地域においては国指定史跡徳丹城跡を中心としたマルシェやチャグチャグ馬コパレードなどを行ってまいります。

観光情報の発信強化につきましては、地域情報発信ステーションと活動交流センターやはぱーくが連携して町内イベントのPRを効果的に行い、重層的な観光情報の発信に努めてまいります。

矢巾の四季を彩る春・夏・秋のまつりにつきましては、昨年度に引き続き「矢巾町にぎわい創出実行委員会」を柱に、町の賑わいと関係人口の創出を図ってまいります。

関係人口の創出は、ふるさと納税、企業版ふるさと納税についても優位に働くことから、イベントを通じた創出のみならず、ふるさと矢巾会を通じ、首都圏の企業や在京本町出身者への積極的な働きかけを行い、本町の魅力をPRするとともに、アンバサダーとして演歌歌手の大江裕氏の起用など、全国的に本町の情報発信を行い、ふるさと納税の歳入増加につなげてまいります。

第2に、『誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり』についてであります。

昨年度から推進しているケアリングコミュニティを継承し、第8次矢巾町総合計画がスタートする令和6年度を「地域コミュニティ再構築の年」と位置づけ、町民懇談会の実施など対話を重んじ、双方向のコミュニケーションを展開してまいります。

現在、少子高齢化や地域活動の担い手不足、町民同士の連帯感の希薄化など、地域コミュニティが抱えている課題は地域により様々ですが、自らの地域の問題を自分事と捉え、互いに知恵を出し合いながらあるべき姿を考えていくことが再構築の第一歩と考えますことから、自治会の手引きを配布し、懇談会やワークショップなどを通じて、各地域に応じた支援を行ってまいります。

また、新たに宅地開発が行われている地域では、本年以降徐々に転

入が増加していくものと見込んでおり、隣接する地域コミュニティと連携し、目的や役割、重要性等に関する説明会を継続して開催するなど、新しい地域コミュニティの形成が円滑に図られるよう支援を図ってまいります。

多様性と包摂性のある共生社会の実現につきましては、男女共同参画社会の推進として、田園都市やはば第2次男女共同参画プランに基づき、誰もが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活力に満ちたまちの実現のため、男女が公平に社会と家庭とに参画する、ジェンダー平等社会の実現に向けた意識づくりや、昨年10月に導入したパートナーシップ・ファミリーシップ制度について、より一層の周知を行い多様性を包摂する、「ありのまま自分らしく生活できるまち」の視点でまちづくりに取り組んでまいります。

国際交流の推進につきましては、友好都市フリモント町との交流において、中高生の相互交流を通じて友好関係を深めるほか、町内在住外国人との顔の見える関係性づくり、東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン事業でのオーストリアとの芸術文化などの交流につきましても関係団体と調整を図ってまいります。

交流事業の推進につきましては、平和に関する事業として広島への中学生派遣を行うほか、さらに沖縄、長崎を含めた平和や物産交流事業の推進を目指してまいります。

障がい福祉の充実につきましては、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携しながら、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる地域社会の実現を目指し、令和6年度に開業予定である



ギャンブル依存症からの更生に特化した事業者と連携し、依存症の方への支援など様々な環境を整備するとともに、第7期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び、第3期矢巾町障がい児福祉計画に基づき、それぞれがかけがえのない個人として尊重され、互いの個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域づくりを目指し、「つなぐ」ことを1つのキーワードとして「医療・福祉・教育の充実したまちづくり」に取り組んでまいります。

妊娠・出産・子育てが安心してできる環境づくり及び、児童虐待防止体制の充実につきましては、令和6年度から「母子保健分野と児童福祉分野」の一体的な相談支援体制を整備するため、矢巾町保健福祉交流センター内に「こども家庭課」を設置します。この体制は、「全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う」もので、地域子育て支援拠点事業や乳幼児健診、乳児訪問などの様々な機会を捉え、子育て家庭が抱える悩み等を察知し、保健師や社会福祉士など専門性を活かした体制とし、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援による、子ども・子育てにやさしい町づくりを進めてまいります。

また、子どもを守る権利条約の理念のもと、「一人の人間として自分の人生を歩むことができる」地域や家庭環境づくりに努め、児童虐待の予防体制を充実し、すべての子どもの幸せを目指した育ちの支援を町ぐるみで取り組んでまいります。

保育環境の整備につきましては、保育施設に対し保育補助者や保育支援員の配置に対する支援を行い、保育体制の強化を図るほか、奨学

金返済助成制度による処遇改善、保育士宿舎借上げや産休代替職員費に対する補助、子育て支援員の育成を行っていくことで、引き続き誰もが安心できる子育て支援に努めてまいります。

さらには、核家族化や共働き等により多様化する子育て世帯のニーズに対するきめ細やかな支援を行うことができるよう、ファミリー・サポート・センターの会員数の確保についても、引き続き取り組んでまいります。

児童館事業につきましては、家庭や学校との日常的な情報共有を通して、心身ともに安全・安心な居場所づくりを行いながら、年齢に合わせた「遊び」や「生活」の支援を行い、児童の健全育成の充実に努めるとともに、施設の維持補修等を行い、施設環境の改善に努めてまいります。

地域福祉の充実ににつきましては、第3期矢巾町地域福祉計画に基づき、地域の方々や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創りあげる「地域共生社会」の実現を目指し、重層的支援体制整備事業の取り組みを充実させ、誰ひとり取り残さない、やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくりを進めてまいります。

生涯を通じた健康づくりの推進、地域協働による健康づくりの推進につきましては、町民の健康づくりの行動指針となる「健康やはば21 第3次」の初年度として、これまでの健康づくりに関する各事業の成果をいかし、町民の皆様が歳を重ねても健やかで生きがいをもち、元気に生活できる取り組みを、関係機関と連携することにより一層進めてまいります。

コロナ禍において孤独・孤立、地域や家族のかかわりの希薄化などの社会問題は加速しており、健康格差の拡大が懸念されております。そのような中、保健、医療、福祉における課題解決のために、「誰ひとり取り残さない」という使命のもと、町民一人ひとりが生涯を通じて健やかに心豊かな生活を送るために、「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成を図り、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防、介護予防など、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえたライフステージ特有の健康づくり施策を有効に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

さらには、健康づくりサポーターの育成と組織活動の支援を強化し、町民の皆様との対話を重視し協働で健康づくりの取り組みをすすめていくことで、地域の方々同士のつながりを強め、関係機関とは横のつながりと組織力を活かし、社会環境の質の向上を踏まえた健康なまちづくりを目指してまいります。

国民健康保険特定健診や特定保健指導につきましては、紫波郡医師会や健診機関との緊密な連携のもと、「矢巾町第3期データヘルス計画」等に基づき、最新の行動経済学の知見とデータを活用し受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取り組み等を積極的に進めるとともに、大腸がん検診等における官民が連携してその課題の解決を図っていくPFS（成果連動型民間委託契約方式）の手法を継続し、がん検診受診率の向上に努めてまいります。

また、岩手県後期高齢者医療広域連合と緊密な連携を図り、高齢者の心身の多様な課題に対応するきめ細かな支援として、お一人おひと

りの医療、介護、健康診査等の情報を的確に把握し、高齢者の社会参加を含むフレイル予防を視野に入れた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」をより一層推し進めてまいります。

認知症への理解と支援の促進につきましては、令和4年11月に行った「認知症の人にやさしいまちづくり やはば」宣言を受け、令和5年4月に「矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例」を制定いたしました。今後も認知症に係る理解促進やサポートを行い、岩手医科大学脳神経内科・老年科との連携事業「脳とカラダのいきいき健診事業」や、シニア世代には認知症予防として加齢に伴うフレイルの予防事業を行い、認知症であっても、なくても、共生と予防の両輪により、「誰もが希望を持ち、安心して暮らし続けることができるまちの実現」を目指し、人生の最期まで心豊かに、安心して暮らし続けることができるよう取り組んでまいります。

そのために、矢巾町高齢者福祉計画及び第9期矢巾町介護保険事業計画の初年度として、生活支援コーディネーターを中心とした高齢者を支えるネットワークの構築をより一層推進するとともに、介護予防・認知症施策の推進施設「矢巾町えんじょいセンター」を拠点として、おれんじボランティアや介護・福祉事業者と協働による、介護予防・日常生活支援事業や認知症施策を展開してまいります。

高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進につきましては、地域で安心して暮らすことができるよう、エン(縁)ジョイネットワークなど生活支援コーディネーターによる居場所づくりと橋渡しを通じて、地域の方々の活動の場を増やしていく事業を推し進め、社会参加の機会

の創出に努めてまいります。

今後、高齢者人口がピークに達する2040年を見据え、本町においても人口減少社会、労働力不足など問題が深刻化することが想定されております。長年培ったスキルをもつシニア世代が継続して能力が発揮できるよう、官民が連携した取り組みを推進し、地域共生社会の構築を図ってまいります。

自殺対策につきましては、町民一人ひとりのかけがえのない命を守るため、「誰も自殺に追い込まれることのない矢巾町」の実現に向け、「いのち支えあうやはば」を基本理念とし、関係機関と連携し自殺予防対策における更なる推進と強化を進めてまいります。

道路ネットワークの整備につきましては、一般国道4号盛岡南道路及び都市計画道路津志田白沢線の整備に合わせ、町内を縦軸と横軸で複数接続する道路網整備計画を作成し、地域連携を支える道路ネットワークの強化、町内外から岩手医科大学附属病院への安定した救急搬送ルートを確保、北東北の物流拠点にふさわしい道路網、そして児童・生徒等歩行者の安全確保のため、交通の流れの変化に対応した歩道整備の4点に注力して整備を推進いたします。

一般国道4号盛岡南道路の整備促進につきましては、地元と国の橋渡し役として国土交通省岩手河川国道事務所と連携し、早期着工・早期完成に向けて最大限の支援を行ってまいります。

徳田橋架替整備につきましては、国・県当局のお取り計らいにより計画どおり整備が進み、本年3月には竣工が予定されており、北東北の物流拠点である矢巾町と沿岸部との結び付きがより一層強化される

ものと期待しております。

河川の整備につきましては、国管理の北上川について、土橋地区の一部で堤防が未整備となっている区間の早期解消に向け、国に対して引き続き要望してまいります。県管理の一級河川については、太田川及び芋沢川の基幹河川改修事業の促進と、岩崎川上流部の整備促進について、引き続き岩手県に対し強く要望してまいるほか、町管理の普通河川については、漆田川の土砂撤去に着手することにより、町内全域の防災・減災に努めるとともに国土強靱化を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

町営住宅につきましては、安全、安心や質的向上に対する入居者のニーズが年齢層によって異なることから、長寿命化改修の実施と併せて民間住宅の有効活用を図ることにより、町内の住宅ストック供給を維持するとともに、子育て世帯の入居に配慮した施策を進めてまいります。

空き家対策につきましては、空き家特措法の改正により建物の適正管理や用途変更、矢巾町農商工共創センターとの連携による空き家のリノベーション等、活用拡大がこれまで以上に見込まれるため、国や県・近隣市町の動向を注視しながら課題解決に向け、従来から行っているデータ整備や窓口相談を強化し、その解消に向け、事業推進をより一層図ってまいります。

都市公園につきましては、経年劣化が進んでいる各公園の危険個所の把握に努め、利用者の安全確保を図るとともに、施設の利用状況等に応じて優先順位を判断しながら計画的に改修等を進めてまいります。

また、利用者の利便性を高めるため、指定管理者とこれまで以上に情報共有を図り、ニーズの把握に努めてまいります。

公共交通につきましては、町民の皆様身近な足として利用いただいております、市街地循環バス「やはばす」及び予約型乗合バス「のりあい号」について、さらなる認知拡大と利用促進に努めるとともに、盛岡市・滝沢市との公共交通網の広域化に向けた協議を進めてまいります。

災害対策として、流域治水による防災推進につきましては、地域の防災・減災を目的に、田んぼを活用した流域治水事業に取り組んでおり、平成25年8月豪雨災害のような被害を繰り返さないよう、田んぼダムの取り組み拡大を進めてまいります。

煙山ダムの大規模改修事業につきましては、国営事業による貯水池の堆砂除去工事、放流ゲートの取替工事のほか、流木の侵入を防ぐ網場の設置が進められており、引き続き国と一体となって確実に推進してまいります。

消防体制の充実強化につきましては、常備消防である盛岡南消防署矢巾分署と町消防団との連携を更に深めるとともに、消防ポンプ自動車をはじめとする消防活動装備品の充実を図ってまいります。さらには、あらゆる災害に迅速に対応し被害状況などを確認するため、消防団員の操縦資格者を増やすことによりドローンの積極的な活用を図ってまいります。また、消防団の新団員確保施策として、矢巾町内企業に対する団員募集の働きかけや女性や学生を対象とした新たな層への働きかけを図る等、積極的な募集活動を実施してまいります。

地域における防災対策といたしまして、昨年4月から各地区コミュニティを対象として、更新した矢巾町防災マップの活用に関する町民説明会を開催し、災害リスクとその対応等について周知を図ってまいりましたが、今後も引き続き、「日頃の備えと早めの避難」を合言葉に、地域の防災訓練やワークショップ等を通じて防災対策に関する知識を普及してまいります。また、「自助力」「共助力」の向上のため、自主防災組織や防災士を計画的な育成に努め、スキルアップ講座を充実させ、地区における防災リーダーとしての実践力の向上を図ってまいります。

防犯対策につきましては、町の発展に伴う交流人口の増加が、防犯上のリスクを高めるという側面もあることから、犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現のため、防犯講話など地域と一体となった防犯活動に努めるほか、防犯パトロールを強化してまいります。また、町内における特殊詐欺被害やインターネット犯罪の防止対策、子どもが犯罪被害に遭わないための見守り活動など、情報提供を徹底し犯罪の未然防止対策の強化に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、関係団体と連携し、交通事故防止、危険運転防止活動を更に推進してまいります。特に、通学路の交通安全対策として、ゾーン30プラス等の設置事業に積極的に取り組むとともに、交通安全施設の整備に関し、地区単位での改善要望箇所の詳細な現地確認を行い、町交通安全対策協議会での最終検討を経て、県公安委員会に対し要望を継続してまいります。また、流通センター地区の街灯については、LED化を推進し、安全性の確保と省エネ効率の向上を両立してまいります。



第3に、『豊かな環境を守り伝えるまちづくり』についてであります。

脱炭素、カーボンニュートラルに向けた取り組み推進につきましては、本町が表明している「ゼロカーボンシティ」を実現するための施策として、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した重点対策加速化事業に力を入れ取り組んでまいります。2年度目となる令和6年度は、自家消費型太陽光発電設備等の設置、高効率照明設備への更新、既存住宅の断熱改修に対する補助事業を引き続き実施することにより、町民及び民間事業者の取り組みを支援し、エネルギーの地産地消を推進してまいります。また、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーを活用した取り組みをする事業者への支援も行ってまいります。なお、町内の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量削減を図るための指針となる「矢巾町地球温暖化対策実行計画区域施策編」を新たに策定し、本町の脱炭素に向けた施策を町民及び事業者にご理解いただきながら、さらなるGXの取り組みを推進してまいります。

また、地球温暖化等による気候変動適応として熱中症対策を講じるため、イベント、教育、産業等の様々な分野で熱中症に対する周知により理解を図り、熱中症予防行動につなげるよう努めてまいります。

生活環境の保全及び環境美化につきましては、町民が環境問題に無理なく、かつ、持続可能な行動変容を図っていくためのきめ細かな施策を展開してまいります。ごみの資源化・減量化にあたっては、社会福祉法人との環福連携による取り組みを継続し、民間企業における環

境問題への活動と連携した資源ごみの回収品目を増やし、普段の生活の中に様々な資源回収拠点が身近にある環境を整えてまいります。

豊かな環境を守り伝える方策として、農地の保全につきましては、各集落において策定し取り組んでおります人・農地プランについて、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年3月末までに各地区において人・農地プランに代わる「地域計画」を作成することが定められました。令和6年度も町農業委員会と連携しながら、地域の農業者の皆さんと担い手への農地集約化に関する将来の方針、また、その先にある目標地図などを含めた話し合いを進めてまいります。

農業基盤整備事業につきましては、ほ場整備事業による矢次地区の区画整形工事が令和6年度に完了する予定であり、また、広宮沢地区が着手する予定となっており、それぞれ早期事業完了に向けて推進してまいります。他の地域においては、県事業のいきいき農村基盤整備事業等を活用し、暗渠排水設備の整備等を進めるほか、農地維持、質的向上、長寿命化を目的とした多面的機能支払交付金、傾斜地の農地維持を目的とした中山間地域等直接支払交付金等を活用し、引き続き耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

第4に『まちの発展を支える持続可能な行財政運営』についてであります。

情報発信の強化につきましては、文字を大きく、紙面も大きくし見やすくなる広報紙や、リニューアルし欲しい情報を入手しやすくなった町ホームページ、ラジオを活用し、広い世代の皆様にもちの出来事

を身近に感じていただけるよう努めてまいります。

また、スマートフォン・タブレット向けに、広報記事検索やごみカレンダー、チャットボット（24時間対応のお問い合わせ対応機能）など便利な機能を搭載した町民総合ポータルアプリ「やはナビ！」が2月に全面リリースとなりましたことから、ぜひ多くの方にご利用いただき、町民と町をつなぐコミュニケーションツールとして日常的に活用していただけるよう、普及啓発を図ってまいります。

このほかにも、ラインやインスタグラムなどのソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用して町外に向けたまちの魅力の発信を強化し、多くの方に本町に関心を持っていただけるよう努めてまいります。

上水道事業につきましては、安全・安心な水道水の安定供給のため、アセットマネジメント計画に基づき計画的な管路及び水道施設の更新を進めてまいります。また、緊急時に迅速な対応を行うための体制及び装備の充実・強化に努め、さらに地震等の非常時においても給水機能が確保できるよう、築川ダムからの利水活用を行うべく関係機関と共に計画を策定しており、整備に向けて前進しております。

下水道事業につきましては、管路・汚水処理施設とも老朽化が進むことが見込まれることから、ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築・更新を進めてまいります。また、公共用水域の更なる水質改善を図るため、排水設備の適正使用と浄化槽の普及促進の広報活動を継続的に推進してまいります。

上水道及び下水道事業ともに将来にわたり安定的に事業を運営する

ため、策定済みの経営戦略を着実に実施し、併せて技術継承の体制構築に取り組んでまいります。

なお、効果的で効率的な町政を運営する観点に立ち、町の戦略を確実に進めるため施策や事務事業の推進状況等の評価を進め、限られた予算と人員を最大限有効に活用し、未来に向けたより高い成果志向の町政経営を実現してまいります。

以上、令和6年度の重点的な取り組みと主要な事業の方向性につきまして申し上げます。

町政経営を安定的かつ持続可能なものとするために財政の健全化は最重要課題であります。徹底的に事務事業の見直しを行い、より多くの歳入の確保に努め、第8次矢巾町総合計画初年度となる令和6年度の新たな計画に反映させてまいります。

以上、議員各位をはじめ町民の皆様のお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。令和6年度の施政方針といたします。

ご清聴、誠にありがとうございました。